

ワーキンググループの会議資料と議事要旨の公表について (案)

ワーキンググループの会議資料と議事要旨の公表について、以下によるものとする。

(1) 会議資料

会議資料は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると主査が認めた場合は、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。

(2) 議事要旨

会議において公開した会議資料とともに、決定事項、主な意見等を簡潔に取りまとめた議事概要を作成し、会議終了後 5 営業日以内にホームページに公表する。